

告示

埼玉県告示第六百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
矢来用水堰土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名
及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	大塚武男	埼玉県東松山市大字下野本九百三十一番地
同	関政一	同 同 下野本九百番地二
同	飯嶋尚夫	同 同 上野本千七百十二番地
同	小峯榮	同 同 今泉二百九十三番地一
同	都築靖夫	同 同 下野本千三十五番地
同	柴生田実	同 同 下押垂二百五十五番地一
同	中嶋正雄	同 同 下野本千六百九十二番地一
同	澤畑実	同 同 上押垂百七十一番地一
同	浅見明	同 同 比企郡川島町大字長楽二百七十三番地
監事	川嶋春雄	同 同 東松山市大字今泉百十四番地一
同	杉浦勉	同 同 下野本九百五十二番地四十六
同	加藤明義	同 同 下野本七百七十五番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	春山武光	埼玉県東松山市大字上押垂百二十四番地
同	杉浦喜一	同 同 下野本千三十七番地三
同	青木茂	同 同 下押垂二百七十九番地一
同	吉原利一	同 同 下野本七百九十五番地
同	加藤道夫	同 同 下野本七百七十六番地二
同	馬場利行	同 同 今泉六百七十二番地
同	飯嶋徳造	同 同 上野本千七百三十七番地
同	中嶋英雄	同 同 下野本七百三番地
同	大野和男	同 同 比企郡川島町大字長楽二百七十四番地
同	丸山俊一	同 同 東松山市大字下野本九百二十二番地
同	川嶋富夫	同 同 今泉百五十二番地一

同

杉浦

勉

同

同

同

下野本九百五十二番地四十六